

「信書の送達サービス受付用への115番の使用に関するガイドライン(案)」に寄せられた意見
及びそれに対する考え方について

意見募集期間:平成21年4月8日～同年5月11日

(社)電気通信事業者協会

意見提出者	意見概要	考え方
東日本電信電話株式会社	<p>本ガイドラインに賛同致します。</p> <p>なお、消費者保護の観点から115番をかけてNTT電報サービスと誤認されないよう周知徹底されること及びNTT電報サービス水準と遜色がなく消費者に不利益を与えないよう本ガイドラインの遵守が必要だと考えます。</p> <p>また、本ガイドラインを遵守しても多数の消費者が誤認及び不利益が生じた場合、ただちにガイドラインの見直しと通信キャリアの責任において迅速な是正がされることが適当であると考えます。</p>	<p>今回のガイドライン案への賛同意見として承ります。</p> <p>なお、本ガイドラインの見直しについては、ガイドラインにも記載しておりますような、情報通信技術の進展や利用者ニーズの変化、あるいは電報の法的位置付けの変化、さらにはご指摘のような状況が認められる場合など、本ガイドラインの見直しをすることが適当と考えられる場合には、本ガイドライン策定後も必要に応じて見直しの検討を行い、その結果に基づいてガイドラインの改善及び拡充を行ってまいります。</p>

以上